### 市町村職員退職手当条例施行規則

(昭和53年2月17日)組合規則第 1 号)

改正 昭和 53 年 12 月 1 日組合規則第 4 号 昭和 59 年 2 月 29 日組合規則第 1 号 昭和 61 年 3 月 27 日組合規則第 1 号 平成 2年 1月 1日組合規則第 平成 3年 2月 7日組合規則第 平成 8年 6月 1日組合規則第 平成 11 年 2 月 8 日組合規則第 平成 13 年 3 月 19 日組合規則第 1号 平成 14 年 2 月 8 日組合規則第 1号 平成 18 年 9 月 29 日組合規則第 23 号 平成 19 年 2 月 28 日組合規則第 1 号 平成 19 年 8 月 3 日組合規則第 8 号 平成 20 年 3 月 21 日組合規則第 3 号 平成 20 年 8 月 4 日組合規則第 4 号 平成 23 年 6 月 1 日組合規則第 7号 平成 23 年 10 月 1 日組合規則第 平成 26 年 3月 27 日組合規則第 1号 平成 26 年 8 月 8 日組合規則第 2号 平成 27 年 9 月 14 日組合規則第 7号 平成 28 年 3 月 28 日組合規則第 令和 2年 3月 30日組合規則第 3号 令和 4年 9月 28 日組合規則第 4号 令和 5 年 3 月 27 日組合規則第 3 号 令和 6年 10月 9日組合規則第 5号 令和 7年 3月 3日組合規則第 1号 令和 7年 9月 16 日組合規則第 6号

埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則(昭和40年組合規則第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、市町村職員退職手当条例(昭和38年組合条例第1号。以下「条例」 という。)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報告)

- 第2条 埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)第4条第1号に 掲げる事務を共同処理する市町村及び一部事務組合(以下「組合市町村」という。)の 長は、当該組合市町村の職員のうち条例で定める職員(以下「職員」という。)が次の 各号のいずれかに該当したときは、当該各号に掲げる報告書を毎月15日までに管理者 に提出しなければならない。
  - (1) 就職者があったときがあったとき又は条例第2条第2項の規定により職員とみなされた者(条例附則第5項の規定により条例第2条第2項の職員とみなす場合を含む。 以下同じ。)があったとき。 様式第1号の就職等報告書
  - (2) 前号の就職者に、条例第11条第5項の規定に該当する期間があったとき。 様式 第2号の前歴報告書
  - (3) 条例第12条第2号(条例附則第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に掲げる期間を有する者があったとき。 様式第2号の前歴報告書
  - (4) 氏名を変更した者があったとき。 様式第4号の氏名変更報告書
  - (5) 条例第11条第4項の規定に該当する者があったとき。 様式第4号—2の休職等 報告書
  - (6) 所属する共済組合を変更した者があったとき又は基礎在職期間中に刑事事件に関し起訴された者があったとき若しくはこれに係る判決が確定した者があったとき。 様式第4号—3の異動報告書
  - (7) 定年年齢を変更した者があったとき又は条例の適用を異にする職種に異動した者があったとき。 様式第4号—3の異動報告書
  - (8) 退職者(条例第29条各項のいずれかの規定に該当する退職者にあっては、引き続

- く勤務先の名称を記入のこと。)があったとき。 様式第6号の退職等報告書
- 2 前項各号に掲げる報告書を提出する場合には、それぞれの報告件数を、埼玉県市町村総合事務組合負担金条例施行規則(平成18年組合規則第20号)第2条第6項に規定する様式第9号の報告書類集計票に記入するものとする。
- 3 第1項第1号(条例第2条第2項の規定により職員とみなされた者に限る。)に掲げる報告書を提出する場合には、様式第3号の条例適用時における勤務状況報告書を添付しなければならない。
- 4 第1項第3号に掲げる報告書を提出する場合には、様式第3号—2の条例第12条第 2号に掲げる期間に関する勤務状況報告書を添付しなければならない。

(請求書等の経由)

第3条 退職手当の支給を受けようとする者(以下「受給者」という。)は、この規則で 定める退職手当の請求に必要な書類を、退職時の組合市町村の長を経由して管理者に提 出しなければならない。

(自己の都合又は定年退職等による退職手当の請求)

- 第4条 条例第4条、第5条、第6条、第7条又は附則第5項の規定に該当するもののうち、その者の都合による退職、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の6第1項の規定による退職(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。)又は法律等の規定に基づく任期を終えて退職をしたときの退職手当を請求する場合には、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、条例第7条の規定による退職の場合は、第4号に掲げる書類の提出は必要としない。
  - (1) 様式第7号の退職手当請求書
  - (2) 様式第8号の履歴書
  - (3) 所得税法(昭和40年法律第33号)第203条に規定する退職所得の受給に関する申告書
  - (4) 様式第8号の2の退職手当の調整額に関する証明書
- 2 前項の場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める証明書 等を添付しなければならない。
  - (1) 特別な理由により任命権者が前項第2号の証明を行うことが困難なときは、管理者が特に認めた関係公署の証明又は当該事実を証明する書類
  - (2) 退職手当の計算の基礎となる勤続期間に条例第11条第5項に規定する在職期間があるときは、同条同項に規定する給与の支給の有無を証明する当該任命権者又は関係公署の証明書及び履歴書
  - (3) 法律等の規定により任期が定められている者が退職したときは、任期を証する書類 の写
  - (4) 条例第2条第2項の規定により職員とみなされた者が退職したときは、様式第9号 の勤務状況証明書

(死亡による退職手当の請求)

- 第5条 条例第4条第1項、第5条第2項、第6条第2項又は第7条第1項の規定に該当するもののうち、死亡による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、前条(第1項 第3号を除く。)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 戸籍謄本又は抄本
  - (2) 様式第9号-2の個人番号報告書
  - (3) 条例第2条の2第1項第1号括弧書の規定に該当するときは、その事実を証明する 書類
  - (4) 条例第2条の2第1項各号(第1号を除く。)の規定に該当するもののうち、退職 手当の支給を受ける権利を有する同順位者が2人以上ある場合には、様式第10号の 総代者選任届書
- 2 前項第4号の規定に該当するもののうち、職員の死亡当時主としてその収入によって 生計を維持していたものである場合には、その事実が確認できる書類の写を添付しなけ ればならない。

(傷病による退職手当の請求)

第6条 条例第4条第1項の規定に該当するもののうち、傷病による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほか、その傷病の程度が厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する障害の状態にあることの医師の診断書等(以下「診断書等」という。)を添付しなければならない。

(勧奨退職による退職手当の請求)

- 第7条 条例第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の規定に該当するもののうち、 勧奨による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほ か、条例第6条の4に規定する退職勧奨の事実を記録した様式第11号の退職勧奨の記 録の写を提出するものとする。
- 2 前項の場合において、傷病に起因して勧奨を受けて退職した者にあっては、診断書等 も添付しなければならない。

(地方公務員法第28条第1項第4号に規定する免職による退職手当の請求)

- 第8条 条例第6条第1項第2号の規定による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほか、様式第12号の任命権者の証明書並びにその事実を証明する条例、予算の議決書又は規則の告示の写を添付しなければならない。
- 2 前項の規定に該当するもののうち、条例第10条の5の適用を受ける場合には、前項 に掲げる書類のほか、様式第13号の基本給月額証明書を添付しなければならない。 (公務上の傷病又は死亡による退職手当の請求)
- 第9条 条例第6条第1項又は第7条第2項の規定に該当するもののうち、公務上の傷病 又は死亡による退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条又は第5条に規 定する書類のほか、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及びその他の 法律の規定による公務上の災害に対する補償の実施に要する認定書の写及び診断書等 を添付しなければならない。ただし、死亡の場合には診断書等の提出は要しないものと する。
- 2 前項の規定に該当するもののうち、条例第10条の5の適用を受ける場合には、前条

第2項の規定を準用する。

(通勤災害による退職手当の請求)

第9条の2 条例第4条第1項、第5条第2項又は第6条第2項の規定に該当するものの うち、通勤による傷病により退職をしたときの退職手当を請求する場合には、第4条に 規定する書類のほか、地方公務員災害補償法及びその他の法律の規定による通勤災害に 対する補償の実施に要する認定書の写及び診断書等を添付しなければならない。

(早期退職募集により退職した場合の退職手当の請求)

- 第9条の3 条例第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項の規定に該当するものの うち、条例第4条第2項に規定する早期退職募集に応募し、任命権者から当該応募によ る退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職すべき期日に退職をしたと きの退職手当を請求する場合には、第4条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添 付しなければならない。
  - (1) 早期退職募集の応募に係る認定通知書の写
  - (2) 前号の認定通知書に退職すべき期間が記載されている場合は、退職すべき期日の決定通知書の写
  - (3) 退職すべき期日の繰上げ又は繰下げがあった場合には、退職すべき期日の変更通知 書の写
- 2 前項の場合において、傷病に起因して退職した者にあっては、診断書等も添付しなければならない。

(退職手当の請求書提出後死亡した者等の取扱い)

第10条 受給者が、退職手当の請求書を提出するまでの間に死亡した場合又は退職手当の請求書を提出した後第13条の規定による支給を受けるまでの間に死亡した場合の取扱いについては、管理者が別に定めるものとする。

(請求書等の受理及び審査)

- 第 1 1 条 管理者は、第 4 条から前条までの規定による退職手当の請求書類の提出を受けたときは、遅滞なくこれを受理し審査しなければならない。
- 2 前項による審査の結果不備があるときは、ただちに補正させるとともに、審査上必要があると認められるときは実施に調査し、又は受給者に出頭を命じ若しくは必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 管理者は、特に必要があると認められるときは、組合市町村の長に調査及び必要な書類の提出を依頼することができる。
- 4 管理者は、審査の結果受給権がないと認めるときは、その理由を付して当該請求に関する一件書類を返送するものとする。

(退職手当の裁定及び通知)

- 第12条 管理者は、前条の規定により審査した結果受給権があると認めた場合には、様式第14号の「退職手当裁定伺」により裁定するものとする。
- 2 前項の規定に基づき裁定した場合には、様式第15号の「退職手当裁定書」を組合市 町村の長に、様式第16号の「退職手当裁定書」を受給者にそれぞれ通知するものとす る。

(退職手当の支給)

第13条 退職手当は、様式第7号により申請のあった受給者名義の預金口座へ口座振替 の方法により、支給するものとする。

(退職した職員の変更等の報告)

- 第14条 退職した職員が次の各号のいずれかに該当したときは、様式第18号の退職した職員の変更報告書をただちに管理者に提出しなければならない。
  - (1) 退職手当が支給される者(差額が支給される者を含む。)で住所、氏名又は退職手 当の振込先に変更があったとき。
  - (2) 基礎在職期間中の刑事事件に関し起訴された者があったとき又はこれに係る判決が確定した者があったとき。

(基礎在職期間)

- 第14条の2 条例第6条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次の 各号に掲げる在職期間とする。
  - (1) 条例第13条の2第4項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法 人の職員としての在職期間
  - (2) 条例第13条の6第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定法人役職員の職員としての在職期間
  - (3) 条例第14条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する一部事務組合の副管理者としての在職期間
  - (4) 条例附則第 1 1 項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間
  - (5) 条例附則第12項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和62年3月31日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間
  - (6) 条例附則第16項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間
  - (7) 条例附則第17項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての在職期間

(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

- 第14条の3 条例第10条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に 掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。
  - (1) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれに準ずる 事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は地方公務員法第26条の 5に規定する自己啓発等休業(第14条の7の規定に該当するものを除く。)若しく は地方公務員法第26条の6に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事す ることを要しない期間のあった休職月等(次号及び第3号に規定する現実に職務に従 事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 当該休職月等
  - (2) 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2

条の規定による育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務に従事することを要しない期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)又は育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条に規定する育児短時間勤務をいう。)により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第10条の4第1項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあっては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)
- 第14条の4 退職した者の基礎在職期間に条例第6条の2第2項第2号から第19号に掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第1 0条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。

(職員の区分)

第14条の5 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

- 第14条の6 前条(第14条の4の規定により職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職したものが同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日 の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(条例第11条第4項第3号に規定する規則で定める要件)

- 第14条の7 条例第11条第4項第3号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
  - (1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、組合市町村の長の承認を受けたこと。
  - (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
  - (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第1 1条第5項、第13条の2第1項及び第13条の6第1項の規定により職員としての 引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中 に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでな い。
    - ア 通勤による傷病若しくは死亡により退職した場合又は公務上の傷病若しくは死 亡により退職した場合
    - イ 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合(同法第28条の7 第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した 場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合
    - ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
    - エ 条例第29条各項のいずれかの規定に該当して退職した場合
- 2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
  - (1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による傷病若しくは公務上の傷病により、同項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)
  - (2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間
  - (3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
  - (4) 育児休業をした期間
  - (5) 自己啓発等休業をした期間
  - (6) 前各号に掲げる期間に準ずる期間 (退職手当の支給制限等に関する申立て)
- 第15条 組合市町村の長は、当該組合市町村において退職をした者が次の各号のいずれ かに該当するときは、当該各号に掲げる申立書を速やかに管理者に提出しなければなら ない。
  - (1) 条例第18条第1項各号又は第20条第1項各号のいずれかに該当するとき 様 式第19号の退職手当支給制限に関する申立書
  - (2) 条例第19条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するとき 様式第20 号の退職手当支払差止に関する申立書
  - (3) 条例第19条第1項から第3項までの規定により退職手当支払差止処分を受けた

者が、同条第6項各号に定める事由が生じた場合又は退職手当支払差止処分後に判明 した事実若しくは生じた事情に基づき当該支払差止処分を取り消すことが適当と認 めた場合 様式第21号の退職手当支払差止処分の取消しに関する申立書

- (4) 条例第21条第1項各号のいずれかに該当するとき 様式第22号の退職手当の 返納に関する申立書
- (5) 条例第23条第1項から第5項までの規定による処分の要件を満たすと認められるとき 様式第23号の退職手当相当額の納付に関する申立書

(退職手当支給制限処分書の様式)

- 第16条 条例第18条第1項の規定による処分に係る同条第3項の書面の様式及び条例第20条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第24号のとおりとする。
- 2 条例第20条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)又は第2項の規定による 処分に係る同条第6項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第2 5号のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書の様式)

- 第17条 条例第19条第1項の規定による処分に係る同条第11項において準用する 条例第18条第3項の書面の様式は、様式第26号のとおりとする。
- 2 条例第19条第2項(同項第1号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る 同条第11項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第27号のと おりとする。
- 3 条例第19条第2項(同項第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る 同条第11項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第28号のと おりとする。
- 4 条例第19条第3項の規定による処分に係る同条第11項において準用する条例第 18条第3項の書面の様式は、様式第29号のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

- 第18条 条例第21条第1項(同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第30号のとおりとする。
- 2 条例第21条第1項(同項第3号に該当する場合に限る。)の規定による処分に係る 同条第7項又は条例第22条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用 する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第31号のとおりとする。

(条例第23条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに 足りる相当な理由がある旨の通知書)

第19条 条例第23条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、様式第32号のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

- 第20条 条例第23条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同項第8項に おいて準用する条例第18条第3項の書面の様式は、様式第33号のとおりとする。
- 2 条例第23条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第8項において準用す

る条例第18条第3項の書面の様式は、様式第34号のとおりとする。

(審杳会)

- 第21条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたとき、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審査会の会議は、会長が招集する。
- 5 審査会の会議は、2人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するとこ ろによる。
- 7 審査会の庶務は、総務課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。 (雑則)
- 第22条 この規則に定めるもののほか、特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合については、管理者が別段の取扱いをすることができる。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村職員退職手当条例施行規則の規定は、昭和53年4月1日以後の退職 に係る退職手当(第2条にあっては、同日以後に同条第1項各号のいずれかに該当する こととなったもの)について適用する。

附 則(昭和53年組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年組合規則第1号)

この規則は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則 (昭和61年組合規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例施行規則第7条の2の規 定は、昭和61年4月1日以後に行う勧奨について適用する。

附 則 (平成2年組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年組合規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成8年組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定は平成13年4月1日以後の退職に係る退職手当の裁定から施行する。

附 則(平成14年組合規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年組合規則第23号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年組合規則第1号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日以外の日において組合市町村の職員の給与に関する条例(以下「組合市町村給与条例」という。)を国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号。以下「改正給与法」という。)に準じて改正したときは、別表中「ア 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」とあるのは「ア 平成9年4月1日から組合市町村給与条例が改正給与法に準じて改正された当該組合市町村給与条例の施行日の前日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」と、「イ 平成19年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」とあるのは、「イ 組合市町村給与条例が改正給与法に準じて改正された当該組合市町村給与条例 の施行日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」と読み替えるものとする。
- 3 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成19年組合条例第1号。以下「改正条例」という。) 附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、同条第2項に規定する者が、特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。
- 4 改正条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する 規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

附 則(平成19年組合規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年組合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年組合規則第7号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年組合規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年組合規則第7号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年組合規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年組合規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年組合規則第4号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年組合規則第3号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年組合規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類(様式第5号を除く。)は、この規則による改正後の様式に よるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧様式で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則(令和7年組合規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。) により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧様式で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

附 則(令和7年組合規則第6号)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に通知したこの規則による改正前の市町村職員退職手当条例施行 規則様式第24号から様式第34号までの様式による書面は、この規則による改正後の 市町村職員退職手当条例施行規則第24号から様式第34号までの様式による書面と みなす。

# 別表(第14条の5関係)

ア 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の 区分についての表

第2号区分	(1) 組合市町村の職員の給与に関する条例(他の条例等において、引用し、
	準用し、又はその例による場合を含む。)の給料表の適用を受けていた
	者(以下「組合市町村給与条例給料表適用者」という。)でその属する
	職務の級が平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において
	適用されていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95
	号。以下「平成8年4月以後平成18年3月以前の一般職給与法」とい
	う。)の行政職俸給表(1)の 11 級に相当する職務の級であったもの
	(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4
	月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 4 級に相
	当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの
	③ 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの
第 3 号区分	(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4
	月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 10 級に相
	当する職務の級であったもの
	(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4
	月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 4 級に相
	当する職務の級であったもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除
	く。)のうち組合市町村の長の認めたもの
	③ 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの
第 4 号区分	(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4
	月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 9 級に相
	当する職務の級であったもの
	(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4
	月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 4 級に相
	当する職務の級であったもの(第2号区分の項第2号及び第3号区分の
	項第2号に掲げる者を除く。)
	③ 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4
	月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 8 級に相
	当する職務の級であったもの
	(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4
	月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 7 級に相
	当する職務の級であったもの
# F F F F **	(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの
第5号区分	(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4
	月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 8 級に相
	当する職務の級であったもの
	│(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4│

月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 3 級に相当する職務の級であったもの

- (3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の6級又は 7級に相当する職務の級であったもの
- (4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の6級に相 当する職務の級であったもの
- (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの

### 第6号区分

- (1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の7級に相 当する職務の級であったもの
- (2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(2)の6級に相 当する職務の級であったものうち組合市町村の長の認めたもの
- (3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(2)の3級に相 当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の2級に相 当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の5級に相 当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の5級に相 当する職務の級であったもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの

### 第7号区分

- (1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の6級に相 当する職務の級であったもの
- (2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(2)の6級に相 当する職務の級であったもの(第6号区分の項第2号に掲げる者を除 く。)
- (3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(2)の3級に相 当する職務の級であったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除 く。)
- (4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4

月以後平成 18 年 3 月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 2 級に相当する職務の級であったもの (第 6 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)

- (5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の5級に相 当する職務の級であったもの(第6号区分の項第5号に掲げる者を除 く。)
- (6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の4級に相 当する職務の級であったもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの

### 第8号区分

- (1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(1)の4級又は 5級に相当する職務の級であったもの
- (2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(2)の3級に相 当する職務の級であったもののうち在級期間が120月を超えるもの又 は4級若しくは5級に相当する職務の級であったもの
- (3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(2)の2級に相 当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(1)の1級に相 当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(2)の2級に相 当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの又は3 級若しくは4級に相当する職務の級であったもの
- (6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成8年4 月以後平成18年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(3)の2級に相 当する職務の級であったものうち在級期間が360月を超えるもの又は3 級に相当する職務の級であったもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの

### 第 9 号区分

第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこと となる者

# イ 平成19年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(以下「平
	成 18 年 4 月以後の一般職給与法」という。)の行政職俸給表(1)の 10
	級に相当する職務の級であったもの
	(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18年
	4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の5級に相当する職務の級で
	あったもの
	③ 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの
第2号区分	(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の9級に相当する職務の級で
	あったもの
	(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の4級に相当する職務の級で
	あったもののうち組合市町村の長の認めたもの
	③ 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの
第3号区分	(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の8級に相当する職務の級で
	あったもの
	(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の4級に相当する職務の級で
	あったもの(第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。)のうち組合市
	町村の長の認めたもの
	③ 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの
第 4 号区分	(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の7級に相当する職務の級で
	あったもの
	(2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の4級に相当する職務の級で
	あったもの(第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる
	者を除く。)
	(3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の8級に相当する職務の級で
	あったもの
	(4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年
	4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の7級に相当する職務の級で
	あったもの
	(5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの
第 5 号区分	(1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年

- 4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 6級に相当する職務の級であったもの
- (2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 3 級に相当する職務の級で あったもの
- (3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 6 級又は 7 級に相当する職 務の級であったもの
- (4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 6 級に相当する職務の級で あったもの
- (5) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの

### 第6号区分

- (1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 5 級に相当する職務の級で あったもの
- (2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の行政職俸給表(2)の 5 級に相当する職務の級であったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(2)の3級に相当する職務の級で あったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 2 級に相当する職務の級で あったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 5 級に相当する職務の級で あったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 5 級に相当する職務の級で あったもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの

### 第7号区分

- (1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の 4 級に相当する職務の級で あったもの
- (2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の行政職俸給表(2)の 5 級に相当する職務の級で あったもの(第 6 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。)
- (3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(2)の3級に相当する職務の級で あったもの(第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。)

- (4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 2 級に相当する職務の級で あったもの(第 6 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。)
- (5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 5 級に相当する職務の級で あったもの(第 6 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。)
- (6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4 月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の 4 級に相当する職務の級で あったもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの

## 第8号区分

- (1) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(1)の3級に相当する職務の級で あったもの
- (2) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の行政職俸給表(2)の3級に相当する職務の級で あったもののうち在級期間が120月を超えるもの又は4級に相当する職 務の級であったもの
- (3) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の教育職俸給表(2)の 2 級に相当する職務の級で あったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (4) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(1)の 1 級に相当する職務の級で あったもののうち組合市町村の長の認めたもの
- (5) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(2)の 2 級に相当する職務の級で あったもののうち組合市町村の長の認めたもの又は 3 級若しくは 4 級に 相当する職務の級であったもの
- (6) 組合市町村給与条例給料表適用者でその属する職務の級が平成 18 年 4月以後の一般職給与法の医療職俸給表(3)の2級に相当する職務の級で あったもののうち在級期間が360月を超えるもの又は3級に相当する職 務の級であったもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長の認めたもの

### 第 9 号区分

第1号区分から第8号区分までいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

# $\overline{\alpha}$

# 就職等報告書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

(組合市町村の長)

721	/pog	721	1	,	D13401 - 1	() 20年前, 27年度, 27年の他)												
共済番号	氏	名	漢 :	字	氏名 カナ()	半角で入力)	性別 1:男	生年月日	旧定年	定年	就職・就任	就職・就任	職名	就職	・就任	時の絵	淋月額	前歴期間の有無
75 M W 7	姓		\n	2	姓	名	2:女	生平方口	年齢	年齢		理由コード		表	筝級	号給	給料月額	(1:有,2:無)
							·····		ļ					······				
	ļ				<u> </u>		ļ		ļ									
<b>農</b> 去 .					<u> </u>												<u></u>	

#### 備考:

注1 この報告書は、他の地方公共団体等から派遣されてきた職員については、提出しないでください。

- 2 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告してください。「生年月日」「就職・就任年月日」は、和暦で記入してください。
- 3 「旧定年年齢」は、令和5年3月31日時点の定年年齢を記入してください。なお、特別職等の職員、任期付職員、臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員については、「0」を記入してください。
- 4 「定年年齢」は、特別職等の職員については任期満丁までの月数を記入し、任期付職員、臨時的任用職員、ブルタイム会計年度任用職員については「0」を記入してください。 任命権者の要請により特別職等の職員に就任した者については、「定年年齢」は予定されている任期の月数を記入し、「備考」に要請による就任であること及び任期を記入してください。
- 5 「就職・就任理由コード」「職名コード」は、各種コード表を参照してください。また、「表」には、本組合に報告済みの2桁の給料表コードを記入してください。
- 6 「前歴期間の有無」が有の場合は、「前歴報告書」を必ず提出してください。
- 7 フルタイム会計年度任用職員については、「条例適用時における勤務状況報告書」も必ず提出してください。
- 8 「給料月額」に調整額や調整率が含まれている場合は、「備考」にその旨を記入してください。
- 9 記入欄が不足する場合は、行を挿入し記入欄を増やしてください。

#### 前 歴 報 告 書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

(組合市町村の長)

	所	属	所	名	所属所 コード	所属共済 (1:市町付,2:学校,3:その他)							
前	共済番号	氏	名	区 分(1:前除,2:塹線)	職名 コード	勤務先の名称	所属所コード	所属共済 (1:市町計, 2:学校, 3:その他)	共済番号	就職・就任 年月日	退職・退任 年月日	退職手当受給 (1:有,2:無)	退職手当の額
歴													
欄													
休	共済番号	氏	名	区分(1:前除,2:重報)	休職理由 コード	休職等年月日	休職等終了年月日	育児休業に係る 子の生年月日					
職													
欄													
備考	:	<u> </u>			l				l				

- 注1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告してください。
- 2 「就職・就任年月日」「退職・退任年月日」「休職等年月日」「休職等終了年月日」「育児休業に係る子の生年月日」は、和暦で記入してください。
- 3 「職名コード」「休職理由コード」は、各種コード表を参照してください。
- 4 前歴期間に休職等期間がある場合には、「休職欄」も記入してください。
- 5 市町村職員退職手当条例第12条第2号の規定により、フルタイム会計年度任用職員の期間が勤続期間の対象となった場合は、「前歴뼮」に当該期間を報告し、 「条例第12条第2号に掲げる期間に関する勤務状況報告書」及び「給料異動報告書」も提出してください。
- 6 記入欄が不足する場合は、行を挿入し記入欄を増やしてください。

様式第3号(第2条関係)

### 条例適用時における勤務状況報告書

年 月 日付け就職等報告書(様式第1号)に記載の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に規定する職員については、 年 月 日から 年 月 日までの6月において、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が月18日(令和4年10月1日以後の期間においては、1月間の日数(組合市町村の休日を定める条例に規定されている休日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。)以上であることを報告します。

年 月 日

(組合市町村の長)

様式第3号-2 (第2条関係)

### 条例第12条第2号に掲げる期間に関する勤務状況報告書

所属所名	所属所名										
氏 名	(共済番号:	)									

上記の者は、市町村職員退職手当条例(昭和38年組合条例第1号)附則第7項 の規定により読み替えて適用する第12条第2号に掲げる期間である 年

月 日から 年 月 日までの間、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が月18日(令和4年10月1日以後の期間においては、1月間の日数(組合市町村の休日を定める条例に規定されている休日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。)以上であることを報告します。

年 月 日

(組合市町村の長)

# 様式第4号(第2条関係)

# 氏名変更報告書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

(組合市町村の長)

このことについて、次のとおり報告します。

所	属 所 名	所属所コード	所属共済 (1:前町H,2:学校,3:その他)			
共済	氏 名	氏名変更日	変更後の	氏名漢字	変更後の氏名が	(半角で入力)
共済 番号	八 冶	八石及史口	姓	名	姓	名
	•••••				•	
				***************************************		
				······		
	***************************************					

- 注1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して 報告してください。
  - 2 「氏名変更日」は、和暦で記入してください。
  - 3 「変更後の氏名」は、「姓」のみの変更であっても「名」も記入してください。
  - 4 「変更後の氏名カナ」については、「半角カタカナ」で入力してください。

# 様式第4号—2 (第2条関係)

# 休職等報告書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

(組合市町村の長)

このことについて、次のとおり報告します。

Ā	所属 所	名	所属所コード	所属共済 (1:市町村, 2:学校, 3:その他)		
共済番号	氏	名	休職等理由コード	休職等年月日	休職等終了年月日	育児休業に係る 子の生年月日

- 注1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して 報告してください。
  - 2 「休職等理由コード」は、各種コード表を参照してください。
  - 3 「休職等年月日」「休職等終了年月日」「育児休業に係る子の生年月日」は、和暦で 記入してください。
  - 4 育児休業の報告をする場合にあっては、「育児休業に係る子の生年月日」も記入してください。
  - 5 高齢者部分休業の終了年月日を報告をする場合にあっては、「育児休業に係る子の生年月日」に、 取得合計時間を記入してください。

# 24

# 異動報告書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

(組合市町村の長)

					(1: mm+1, 2: y-11, 2: -y-10))	]									
				所属共3	· 李变更欄	性別		旧定年	定年			職名	刑	事事件に	関し
共済番号	氏	名	異動年月日	所属共済 (1:65年,1:7年,1:746)	共済番号	1:男 2:女	生年月日	年齢	年齢	乾職・乾任年月日	コード	起訴された 年 月 日	判 決 日	判決內容	
准去·	**														

- 備考:
  - 注1 この報告書は、上記事項の異動等に使用するほか、報告済みの内容を訂正する場合にも使用してください。
    - 2 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告してください。
    - 3 「共済番号」「氏名」「異動年月日」は必ず記入し、その他の項目については該当する箇所のみ記入してください。

所属共済

所属所コード

- 4. 「異動年月日」「生年月日」「就職・就任年月日」「起訴された年月日」「判決日」は、和暦で記入してください。
- 5 「職名コード」は、各種コード表を参照してください。
- 6 フルタイム会計年度任用職員から「職名コード」が変更になった場合は、「勤務状況証明書」も提出してください。
- 7 記入欄が不足する場合は、行を挿入し記入欄を増やしてください。

# 退職等報告書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

このことについて、次のとおり報告します。

(組合市町村の長)

所	属	所 名	所属所コード	所属共済 (1:曲町村,2:学校,3:その他)											
				退職・退任	退職・退任	退耶	散・退化	任時の	給料月額			引き	続く勤務先		
共済番号	氏	名	生年月日	年 月 日	理由 コード	表	等級	号給	給料月額	名	称	所属所 コード		共済番号	通算規定 (1:者,2:無)
	<u> </u>						ļ								
	<u> </u>						<u> </u>							ļ	
僧老·															

#### 備考:

- 注1 「所属所名」「所属所コード」「所属共済」は必ず記入し、所属共済ごとに区分して報告してください。
- 2 「生年月日」「退職・退任年月日」は、和暦で記入してください。
- 3 「退職・退任理由コード」は、各種コード表を参照してください。
- 4 「表」には、本組合に報告済みの2桁の給料表コードを記入してください。
- 5 「給料月額」に調整額や調整率が含まれている場合は、「備考」にその旨を記入してください。
- 6 記入欄が不足する場合は、行を挿入し記入欄を増やしてください。

# 退職手当請求書

年 月 日 退職したので退職手当を支給されたく関係書類を添え請求いたします。

						年	月 日	
所 属 所 名(組	(合市町村名)	所 属 共 済 番号 (共済番号	+)	フリガナ				
		市町村共済 学校共済 その他	退職者氏名					
職	ž	生 年 月 日 年	<b>岭</b>	フリガナ				続柄
		年 月 日	死亡退職の					
			場合の 請求者氏名					
			歳 請水石 氏名					
郵 便 番 号			'					
-	請求者の 住 所							
· · ·		振 込	先 金 融 村	獎 関		預金種目	請求者の口	座番号
退職手当の	口座振替		行 ・農協					
受給の方法	口上版也	信用金庫・組合 店 普 通						
5. 12 . 7 . 7 . 12			労働金庫					
市町村 学 校 子 共済の	貸付金 融資金	無 有 ・ 無 (失済の貸付金 退職手当から	・ <b>蔵資金が有の場合</b> の控除希望の有	有 · 無	電話番号			

### 埼 玉 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合 管 理 者 様

- 注 1 「番号(共済番号)」は、共済組合の組合員証番号を記入すること。
  - 2 振込口座が確認できる書類(通帳のコピー等)を添付すること。
  - 3 振込が行われるまで、振込口座の名義変更、解約はしないこと。
  - 4 死亡退職の場合には、「退職者氏名」に死亡した職員の氏名を記入し、「死亡退職の場合の請求者氏名」及び「続柄」を記入すること。
  - 5 4の場合の「請求者の住所」には、退職手当を請求する遺族の住所を記入し、それ以外の場合には、退職者の住所を記入すること。
  - 6 本請求書の控えを保管しておくこと。

# 様式第8号(第4条関係)

履歴書

所属 所名		共 済 番 号	
所 属 共 済 市町村共済	・ 学校共済 ・ その他	平成 19 年 3 月 31 日の 給 料 月 額	円
氏 名		退職日給料月額	円
生 年 月 日		退 職 理 由	
就職年月日		令和 5 年 3 月 31 日時点に お け る 定 年 年 齢	歳
退職年月日		退職時の定年年齢	歳
在職中におけ	る給料の減額の有無(給料	4の減額改定を除く。	,)
減額	理由減額	[年月日	減額前の給料月額
有の場合の 記入欄 			円
			円
	休職等期間の有無		
有の場合の休職 等 理 由 記 入 欄	休 職 等 期 間		育児休業に係る 子 の 生 年 月 日
	から	まで	
	~		時間 分
高齢者部分休業の期間	~		時間 分
	~		時間 分
消 防 職 員 の 期 間 (消防司令補以下の階級)	~		年 月
平成19年3月31日まで	~		年 月

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

(組合市町村の長)

印

### 埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

### (注意事項)

- 1 「平成19年3月31日の給料月額」は、給与構造改革に伴う給与改定を同日までに施行していた市町村等において、 改定前の給料月額に達しない場合に給料月額のほか、その差額に相当する額を支給されていた場合は差額を含めた合 計額を記入すること。
- 2 「令和5年3月31日時点における定年年齢」及び「退職時の定年年齢」については、特別職等の職員、任期付職員、 臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員の場合は記入しないこと。
- 3 給料の減額が有の場合には、「在職中における給料の減額の有無」欄を記入すること。
- 4 休職等期間が有の場合には、「休職等期間の有無」欄を記入すること。
- 5 高齢者部分休業の期間がある場合には、「高齢者部分休業の期間」に休業期間及び取得合計時間を記入すること。

# 様式第8号の2 (第4条関係)

### 退職手当の調整額に関する証明書

- ◎ 下記  $1 \sim 3$  について該当する番号を○で囲み各欄に所要事項を記入のこと。
- 1 下記の調整額区分である。
- 注 ① 調整額区分の高い順に退職日に近い月から記入のこと。
  - ② 備考欄には休職等の理由を記入のこと。
  - ③ 除外欄には調整額の算定の対象から除外される月に○印を記入のこと。
  - ④ 上記③の除外される月がある場合で、記入欄が不足する場合は、裏面に記入のこと。

順位	年月	表・級・号給	区分	備考	除外	順位	年月	表・級	:•号給	区分	備考	除外
1						31						
2						32						
3						33						
4						34						
5						35						
6						36						
7						37						
8						38						
9						39						
10						40						
11						41						
12						42						
13						43						
14						44						
15						45						
16						46						
17						47						
18						48						
19						49						
20						50						
21						51						
22						52						
23						53						
24						54						
25						55						
26						56						
27						57						
28						58						
29						59						
30						60						T

第1号区分	70, 400円	月	第6号区分	32,500円	月
第2号区分	65,000円	月	第7号区分	27, 100円	月
第3号区分	59, 550円	月	第8号区分	21,700円	月
第4号区分	54, 150円	月	第9号区分	0円	月
第5号区分	43,350円	月	台	計	月

2 勤続9年以下の自己都合退職者である。

)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町易

印

休職等により調整額の算定対象から除外された月があり、表面が不足した場合は、こちらに記入のこと。

(裏面)

除外 順位 年月 順位 備考 備考 年月 表・級・号給 区分 表・級・号給 区分 除外 

様式第9号(第4条関係)

# 勤務状況証明書

所属所名		
氏 名	(共済番号:	)

上記の者は、 年 月 日から 年 月 日までの間、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日 (法令等により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が月18日 (令和4年10月1日以後の期間においては、1月間の日数 (組合市町村の休日を定める条例に規定されている休日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。)以上であることを証明します。

年 月 日

(組合市町村の長) 印

# 様式第9号—2 (第5条関係)

# 個人番号報告書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項及び第14条第1項の規定に基づき、相続税法(昭和25年法律第73号)第59条第1項第2号に規定する退職手当金等受給者別支払調書作成事務に必要となる個人番号について、下記のとおり報告します。

受	住	所	₹
給者	氏	名	(続柄・)
			(続柄: )
退	住	所	<b>〒</b>
職者			個 人 番 号
者	氏	名	

上記のとおり報告します。

年 月 日

(組合市町村の長) 印

# 様式第10号(第5条関係)

総代者選任届書

市			
 町	元職員	氏名	
村			

の死亡による退職手当の請求にあたり総代者を次のとおり選任したので届けます。

総代者	<b>仟</b> 夕		
766 T C 4F .	17.70		

年 月 日

受給権同	]順位者	<b></b> 氏名及	及び生	三年	元職員と	生	計	関	係	住	所
	年	月	日								
	年	月	В	ⅎ							
	年	月	В	ⅎ							
	年	月	日								

- 注1 押印にあたっては、実印を使用すること。
  - 2 当該実印に係る「印鑑登録証明書」を添付すること。
  - 3 生計関係の欄は、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた場合には「同一生計」と、それ以外は「同一生計ではない」と記入すること。

# 様式第11号(第7条関係)

# 退職勧奨の記録

氏	名		生年月日	
退職勧奨	段年月日		就職年月日	
職員の応諾年月日			退職年月日	
退職勧奨の理由				
参				
考				
事				
項				
勧奨3	実施 者	の職及び氏名		印

上記は写であることを証明する。

年 月 日

(組合市町村の長) 印

# 様式第12号(第8条関係)

			Ī	证	明	書						
所属所名	<u> </u>				職名							
住	折											
(フリガラ 氏 4	ナ) 名											
生年月日	3			年	月	日生						
上記の者はすることを証明す		員退職	手当	条例第	6条第	1 項第 2	2号の	理由に	より	退職し	った者	であ
	年	月	日									
							市 町長 村					印

# 基 本 給 月 額 証 明 書

				Ŧ	771	4.11	7.1	D,F,	нт	-21		
所		属	所		名							
職名	3					氏	名					
			糸	<u>^</u>	料	月	額			級	号給	田
退職時の基本給月額		額力	Ę	養	手	账					円	
			地	<u>b</u>	域	手	当					円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市 町長 **印** 

## 様式第14号(第12条関係)

管理者	事務局長	次長	課長	主幹	主査	係	埼絲
0							

 埼総発第
 号

 年
 月

 日

### 退職手当裁定伺

ጉ	記の	とお	りま	裁定し	٠,		年	月	日付	けで支給	してよ	らし	しいか	伺いる	ます。				年月	 复	号
<b>'</b> B	所	属	所	名											氏	名					
退職	住			所										I		I		年	齢	定年年	
		_																	歳		歳
者	1 の	月 住		日 所													•		<b>附 柷</b> I	市町村	
受給者	住			所															続	柄	
者	氏			名																	
振		込		先	金属	虫機「	関 名	支	を店	名		Ĭ.	[金種	目	口座	番号	<del>-</del>		振 込	金額	
金	融	·— 栈	熋	関																	
	職丿	歴	(休	職争	等)	就	職(亻	木職 等	)	年月日		退職	<b>【</b> (休	職等絲	冬了)年	月日			勤続	期間	
<del>/.</del>																					
在																					
職																					
期																					
間																					
		^		-1																	
	记	合職	押」	計出							油	· · · · ·	条項	5							
退						16.4		A = +=							加算額	1		裁定	2 給 彩	———— ↓月額	
TO. L. I.	退	- 職民	<b>計</b> 給制	料月	額	施行	1111日第	合料月額		基礎給料	4月額		(		%加算》				) or (		
職					円			円		<b>A</b> )		円	(A	)		円					円
手	支約 (E	合率 3)	()	基 A) or		本 ) × (E	額 3) =(C)	調	整 (D)			(E)			(F)		(	支 C) + (D)	給 +(E)·	額 - (F) = ((	i)
当							F	]		円			円			円					円
_	退脈	能所 <sup>:</sup>	 得控	除額	1										_				徴 収 🧵	税合計	
တ	年			除額	Į	課材	対象		F	所得 税		市町	<b>」村民</b>		県、	民税					(H)
				万	円			円			円			円			円				円
計	共	3	¥	償	還		(	[ )				控				計		差		給 額	
算		貸		付	円		物	<u>資</u> 円			(J) F:	1	(H) +	-(I) +	-(J) = (I	<u>K)</u> 円			(G) —	(K)	円
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					' '							'				' '					,,
備考																					
性	適用	基	礎絲	合料	自己	2都合		支 給		自己都合		表	本額	特別負	負担金	調	整	額	#	持別負担金	<del></del>
別角	条項		額			給率		合計 (1	ı \	手当(基z (A) ×(L)					(P)			=(N)		(P) + (N)	
特別負担金											円				円			円			円

### 様式第15号(第12条関係)

市 町 村 長 一様 一部事務組合管理者

埼総発第 号 年 月 日

### 埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

### 退職手当裁定書

	「記のとお ∈す。	らり裁定	ĭl.		年	月	日付ける	受給者	あて	に送き	金し	たので追	<b>五知</b>			年月	ŧ		号
退	所属	所 名										氏	名						
	住	所													年	齢	定:	年年虧	
職																歳			歳
者	1 月													_	4	納税で	<u> </u>	村	
	の住	所																	
受給者	住	所														続	柄	i	
署	氏	名																	
振	込	先	金 融	機阝	』 名	支	店 名			金種	目	口座	番号	号		振 込	金額	Ą	
金	融機																		
	職歴(	休職等	等)	就」	職 (を	<b>  職 等</b>	)年月日		退職	(休	敞等絲	冬了)年	月日			勤 続	期間	ij	
在																			
職																			
期																			
間																			
	合	計	-																
	退職	理 由						遃	用	条項									
退	退職時	給料月	額	施行日	3前日約	料月額	基礎給	料月額		(		加 算 額 %加算)				2 給料 )or(		湏	
職			円			田	(A)		円	(A ´	)		円						円
手	支給率 (B)	基	7	<b>*</b>	額 ) =(C)	調	整 額 (D)		(E)			<b>(C</b> )		-	支 C) + (D)	給	額	- (C)	
7	(D)	(A) 01	(A )	^ (D	<u>) — (6)</u> 円		(D) [F]		(L)	円		(F)	円		υ) <del>Τ</del> (υ)	T (L)	<del>- (F) -</del>	– (u)	円
当	退職所征	日抗心的	5					1						1		数 収 ネ	H A	<del>=</del> ⊥	
の	年生			課税	対象	額	所 得 税		市町	村民	锐	県.	民 税		1	<b>以 4</b> X 4	兀口		H)
計		万	円			円		円			田			円					円
算	共 済		還	額	(	I )			控				計		差	引支		額	
)	貸	付	円	!	物	<b>資</b>		(J)	1	(H) +	(I) <del> </del>	- (J) = (I	<u>()</u> 円			(G) —	(K)		円
			1 1			1 1			,				1 1						1 1
備考																			
4.5	適用基準	礎給料	自己	<b></b>		支給率	自己都台		担	- 大安百/	보면 4	 負担金	調	整	額	Ą:	持別負	田全	
特別負担金		額(A)	支糸			合計(L	手当 (基 (A) × (L)					= (b)			= (N)		(P) 十		
貝担							(1) A (L)	<u>一(m)</u> 円				円			円				円
金																			

埼総発第 号 年 月 日

### 埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

### 退職手当裁定書

	記のと したので			年	月	日付(	けをも	きって	申請のあ	った	こ口座に	送		年原	<del></del>	号
28	所 属	所 名									氏	名				
退職	住	所												年 齢	定年	
者	1 月														 市 町 村	歳 +
1		主所												<b>171 17</b> 0	III HI TI	J
受給者	住	所												続	柄	
者	氏	名														
振	込	先	金融	曲機 関名	支	店名			預金種目		口座	番号		振 込	金額	
金	融	機関														
	職歴	(休職	等)	就職(休	職等	)年月	日	退	職(休職	等終	《了)年	月日		勤続	期間	
在																
職																
期																
間																
	合		計 丁					\- <del></del>								
	退職		1			l			用条 項 特 (	加力	口算額			裁定給料	1日額	
退	退職	時給料月	額	施行日前日給料	料月額		給料	月額	(		%加算)			(A) or (		
職			円		円	(A)		F	(A´)	)		円				円
	支給率		ţ	本 額	調	整額							(0)	支給	額	
手	(B)	(A) C	or (A	$\frac{(B) = (C)}{\Box}$		(D)	円	(E	円		(F)	円	(0	+(D)+(E)	-(F)=0	(G) 円
当	退職所	 f得控除	額	======================================	b#	記 但	1H	_			,B 5	= 1×		徴収	税 合 討	<del></del>
の	年	控除		課税対象		所 得			i町村民税 ————			. 税				(H)
計		7.	5円		円		P	3		円			円			円
算	共 ; 貸	済 償 付	還	額 ( I 物 資	)		/ 1		控除	額工工	i 合·(J) = (K	計		差 引 支 (G) —		頁
	具	ניו ו	円		円		(J	<del>)</del> 円	(1) + (	1) T	(U) — (N	円		(u) —	(N)	円
備考																

様式第17号 削除

# 退職した職員の変更報告書

所属所名(組合市町村名)			)	所 属 共 済 (1:市町村,2:学校,3:その他)		番号 (共済番号)		フリカ	<b>i</b> ナ				
				(11,11,11)			退職者氏名						
	生年月	月 日			フリカ	<u> </u> 			続	柄			
	年	月		E亡退職の場合 の請求者氏名					1/91	11.1			
郵便	番号	…請求者の 住 所											
退職手	= <b>业</b> の				振	込 先 金 融 機	関			預金	≩種目	請求者の口	]座番号
受給の		口座振替				銀行 ・農協 信用金庫・組合 労働金庫			店	普	通		
		で給の段階で、 引し、起訴され			記事件	に関する判決内容と判	決年月日		退職手当支 に関し、拘				
	年	月	ļ	内 容		年	月	日			年	月	日
備 考:													
上訂	記のとおり	報告しまっ											
		年	J	月 日									
						(組合市町村	付の長)				印		
掉	奇玉県市町	丁村総合事務	<b></b>	管理者 様									

- 注1 退職した職員において、上記事項に変更があった場合に変更後の必要事項を記入すること。
  - 2 「所属所名(組合市町村名)」「所属共済」「番号(共済番号)」は必ず記入すること。

### 様式第19号(第15条第1号関係)

(表面)

### 退職手当支給制限に関する申立書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

(組合市町村の長) 印

次の者の退職手当は、市町村職員退職手当条例施行規則第 15 条第 1 号の規定により、

 $\left\{egin{array}{ll} egin{array}{ll} eta & lpha \ - & lpha \end{array}
ight\} &$ を支給しないこととする処分を行うよう申し立てます。

(どちらかに〇印)

こっらかい	O F(3)								
(退職	(退職時の組合市町村名)				(退職時	の所属及び職名)	(退職した者の氏名)		
(退聙	もした者の	)住所)			•				
(退職	は時の給料	4月額)			円	(懲戒免職等処分実施機関)			
		(	職	級	号給)				
(採用	年月日)		年	月	日	(勤続期間)		年	月
(退職	<b>は年月日</b> )		年	月	日				
時のみ記入 ※退職した者が死亡した				た権利を承	継した者の				
が死亡した		亡年月 の者の住			年	月日の一日)(退職した	た者との続柄:		)
支給制限事	(1) (4) (5)	懲戒分 定年前 懲戒分	色職等処 介再任月 色職等処	型分 月短時間 型分を受	(2) 失職勤務職員	に対する免職処分 行為をしたと認めた	以上の刑が確定		
由等について	(上記	内容の説	明、処分	↑を行った	- 根拠及び(5	)については認めた理由)			

(注) 裏面も必ず記入すること。

条例	第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容
1	退職をした者が行った非違の内容及び程度
2	退職をした者が占めていた職の職務及び責任
3	退職をした者の勤務の状況
4	非違に至った経緯
5	非違後における退職をした者の言動
6	非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度
7	非違が公務に対する信頼に及ぼす影響

- 1 記入欄が足りない場合は別紙に記入すること。
- 2 条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容については、運用方針を参考とすること。
- 3 参考となる資料(処分書(写)、新聞報道等)がある場合は、必ず添付すること。

### 退職手当支払差止に関する申立書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

(組合市町村の長) 印

市町村職員退職手当条例施行規則第15条第2号の規定により、次のとおり申し立てます。

Ill ml	门顺只迟	「地ナコ	木川心门人	ガリカ	10 本知 4 与 6	の尻足により、火ので	このり中し立てより	0		
(退	職時の組合	市町村名	i)		(退職時の所属及び職名) (退職した者の氏名)					
(退	職した者の	住所)								
(退	職時の給料	月額)			円	(懲戒免職等処分実施機	<b>送関</b> )			
		(	職	級	号給)					
(採)	用年月日)		年	月	日	(勤続期間)		年	月	
(退	職年月日)		年	月	日					
時のみ記入 ※退職した者が死亡した	(遺族)		を受ける権利 年月日:	]を承継し	ンた者の氏名) 年 月	口)(2月1時14	∵者との続柄:		,	
が死亡した	(上記0	)者の住所			+ Д	口)(这喊 U /	こ名 こ の 税 代 .			
(退	職手当0	)支払差	止処分に	該当す	る理由)					
			(	思料さ	れる犯罪に係	系る罰条:			)	

※ 参考となる資料(新聞報道等)がある場合は、必ず添付すること。

#### 退職手当支払差止処分の取消しに関する申立書

年 月	日
-----	---

ᄻ	玉県市町	「ホオナ終イ	▶車怒細	<b>会答</b> 和	1000	様
ᄱ	ᆂᆓᄞᄤ	年] 小心 🗆	1 # 1 / 1 / 1 / 1	ᅟᄆᆸᄸ	±18	ТЖ

(組合市町村の長) 印

市町村職員退職手当条例施行規則第15条第3号の規定により、次のとおり申し立てます。

(退職時の組合市町村名)	(支払差止処分を受けた者の氏名)
(支払差止処分を受けた者の住所)	
 	理由)
(その他参考事項)	

※ 「退職手当の支払差止処分の取り消しに該当する理由」欄には、職員が起訴された場合には、判決確定日及び刑罰等を記入し、起訴されなかった場合には、公訴を提起しない処分のあった日等を記入すること。

#### 様式第22号(第15条第4号関係)

(表面)

#### 退職手当の返納に関する申立書

年 月 日

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

(組合市町村の長) 印

次の者については、市町村職員退職手当条例施行規則第 15 条第 4 号の規定により、退職手当の額の  $\left\{ egin{array}{ll} 2 & & & \\ &$ 

\_\_\_\_ (退職時の組合市町村名) (退職時の所属及び職名) (退職した者の氏名) (退職した者の住所) (懲戒免職等処分実施機関) 円 (退職時の給料月額) 号給) 職 級 (勤続期間) 年 月 日 (採用年月日) 年 月 年 月 日 (退職年月日) X (遺族又は支払を受ける権利を承継した者の氏名) た時のみ記入と職した者が死亡し 年 月 日)(退職した者との続柄: (死亡年月日: ) (上記の者の住所) (返納処分の原因となる事由(該当事由の番号を〇で囲んで下さい。)) 返納命令処分に該当する事実について (1) 拘禁刑以上の刑が確定 (2) 定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分 (3) 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた (上記内容の説明、処分を行った根拠及び(3)については認めた理由)

(注) 裏面も必ず記入すること。

条例	第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容
1	退職をした者が行った非違の内容及び程度
2	退職をした者が占めていた職の職務及び責任
3	退職をした者の勤務の状況
4	当該非違に至った経緯
5	当該非違後における退職をした者の言動
6	当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度
7	当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響
贝	1分を受ける者の生計の状況

- 1 記入欄が足りない場合は別紙に記入すること。
- 2 「条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容」及び「処分を受ける者の生計の状況 等」については、運用方針を参考とすること。
- 3 参考となる資料(処分書(写)、新聞報道等)がある場合は、必ず添付すること。

### 様式第23号(第15条第5号関係)

(表面)

### 退職手当相当額の納付に関する申立書

年 月 日

印

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

(組合市町村の長)

(どちらかに〇印)

(退職時の組合市町村	寸名)	(退	退職時の所属及	なび職名)	(退職した者の氏名)			
(退職した者の住所)								
(退職時の給料月額)			田	(懲戒免職等処分実施	<b>西機関</b> )			
(	職	級	号給)					
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)			年	月
(退職年月日)	年	月	日				·	
(退職手当の受給者の	0氏名)			(退職手当の受給者の	)死亡年月日)			
						年	月	日
(退職手当の受給者の	の相続人の氏名	及び続柄)		(左記の者の住所)				
	(	続柄:	)					
(懲戒免職等処分を受	けるべき行為	をしたと認	めた理由又は	納付命令処分に該当す	る理由)			

(注) 裏面も必ず記入すること。

条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容
1 退職をした者が行った非違の内容及び程度
2 退職をした者が占めていた職の職務及び責任
3 退職をした者の勤務の状況
4 当該非違に至った経緯
5 当該非違後における退職をした者の言動
6 当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度
7 当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響
相続人の生計の状況等
ᆸ ╸╸╸╸╸╸╸╸╸

- 1 記入欄が足りない場合は別紙に記入すること。
- 2 「条例第 18 条第 1 項に規定する事情に関し勘案した内容」及び「相続人の生計の状況 等」については、運用方針を参考とすること。
- 3 参考となる資料 (新聞報道等) がある場合は、必ず添付すること。

#### 様式第24号(第16条第1項関係)

(表面)

#### 退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

第 18 条第 1 項 市町村職員退職手当条例 第 20 条第 1 項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部 を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

/			1
/	$\mathbf{m}$	-	١
	垂	181	1

、表 川 /							
(退職をした者の氏名)	)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)			
(退職年月日)	年	月	B			年	月
(退職時の所属所名)							
(退職時の職名)				(退職時の給料	月額)		円
				(	職	級	号給)
(支給制限処分の理由)	)						
(市町村職員退職手当条	例第 18 :	条第 1	項で定め	る事情に関し勘案し	た内容に	ついての記	 兑明)

様式第25号(第16条第2項関係)

(表面)

#### 退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 🗊

第20条第1項 市町村職員退職手当条例 第20条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一 部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(処分前の一般の退職手当等の額)

円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

,	=	$\overline{}$	١
1	畢	ш	١
\	সহ	ш	,

《退職をした者の氏名	)				
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	
(退職年月日)	年	月	日	年	月
(退職時の所属所名)					
(退職時の職名)				(退職時の給料月額)	円
				( 職 級	号給)
(懲戒免職等処分を受	けるべき	行為を	したと詔	引めた理由) 	
/	7 /5/ /5 / 4 0	<del></del>			V == \
(市町村職員退職手当第	条例第 18 ·	条第1	項で定め	る事情に関し勘案した内容についての記	说明)

様式第26号(第17条第1項関係)

(表面)

#### 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 🗊

市町村職員退職手当条例第 19 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	_	
(退職年月日)	年	月	П		年	月

(退職時の所属所名)				
(退職時の職名)	(退職時の給料		円	
	(	職	級	号給)

### (支払差止処分の理由)

#### (支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般 の退職手当等の額が支払われる。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)
- 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手 当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

様式第27号(第17条第2項関係)

(表面)

#### 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 🗊

市町村職員退職手当条例第19条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	<i>b</i>	
(退職年月日)	年	月	日		年	月

(退職時の所属所名)					
(退職時の職名)	(退職時の約	合料月額	)		円
		(	職	級	号給)
/小孩与儿子?同日本后共去物但子?」 一十時	· + 4 - 1 - 7 1 - 27	14 7 TM.	<u></u>		

(公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)

(思料される犯罪に係る罰条:

(支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

)

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し起訴をされることなく、かつ、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定による 処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手 当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

様式第28号(第17条第3項関係)

(表面)

#### 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 🗊

市町村職員退職手当条例第19条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	<i>b</i>	
(退職年月日)	年	月	日		年	月

(退職時の所属所名)				
(退職時の職名)	(退職時の給料		円	
	(	職	級	号給)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

#### (支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合
- 3 この処分を受けた者について、その基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関 し起訴をされることなく、かつ、市町村職員退職手当条例第20条第1項の規定による 処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合
- 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手 当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

#### 様式第29号(第17条第4項関係)

(表面)

#### 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 🗊

市町村職員退職手当条例第19条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏名)						
(採用年月日)	年	月	日	(勤続期間)	<i>-</i>	
(退職年月日)	年	月	日		年	月

(退職時の所属所名)				
(退職時の職名)	   (退職時の給料月	額)		円
	(	職	級	号給)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

### (支払差止処分の取消し)

この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の 退職手当等の額が支払われる。

- 1 この処分を受けた者が市町村職員退職手当条例第20条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合
- 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

様式第30号(第18条第1項関係)

(表面)

#### 退職手当返納命令書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

市町村職員退職手当条例第21条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(市町村職員退職手当条例第21条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

(	裏面
	(退

(表面 <i>)</i>
(退職をした者の氏名)
(返納命令の理由)
(大阪社聯号沿聯毛业务同僚 10 名符 1 语不中央 7 束柱のほか、この加八七平は 7 老の出計の
(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の 状況に関し勘案した内容についての説明)
None 国 O Bit O C P J B I C O C O Bit 9 J /

様式第31号(第18条第2項関係)

(表面)

#### 退職手当返納命令書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

第21条第1項 市町村職員退職手当条例 第22条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等 の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(市町村職員退職手当条例 <sup>第21条第1項</sup> の規定により控除される失業者退職手当額)

衣山/
(退職をした者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)
(念放免戦寺処力を受けるへき1)高をしたと認めた珪田/
(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の
状況に関し勘案した内容についての説明)

様式第32号(第19条関係)

(表面)

市町村職員退職手当条例第 23 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を 受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員退職手当条例第23条第1項の規定により通知する。

この通知をした埼玉県市町村総合事務組合管理者は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名) (退職手当の受給者の氏名)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	
	円
(市町村職員退職手当条例第 23 条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	
	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

様式第33号(第20条第1項関係)

(表面)

#### 退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

第 23 条第 1 項

市町村職員退職手当条例 第 23 条第 2 項の規定により、退職手当の受給者に対し既に支 第 23 条第 3 項

払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

第23条第1項

(市町村職員退職手当条例 第23条第2項 の規定により控除される失業者退職手当額) 第23条第3項

表面/
(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項及び第 23 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容に
(中町村職員返職子当来例第 10 米第 1 項及び第 23 米第 0 項で足める事情に関し倒柔した内谷についての説明)

様式第34号(第20条第2項関係)

(表面)

#### 退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

埼玉県市町村総合事務組合管理者 印

第23条第4項 市町村職員退職手当条例 第23条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県市町村総合事務組合管理者に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に埼玉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は埼玉県市町村総合事務組合管理者)提起することができる(なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(市町村職員退職手当条例 <sup>第23条第4項</sup> の規定により控除される失業者退職手当額) <sub>第23条第5項</sub>

表面/
(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
/士叶杜琳号为琳毛业名/阿姓 10 名姓 1 西亚珍姓 00 名姓 6 西云中央 7 亩桂广阳上 世史上 4 中京广
(市町村職員退職手当条例第 18 条第 1 項及び第 23 条第 6 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)